



新公会計info

第5号 2017.8.31発行
新公会計検討委員会事務局





本号の内容

-  やさしく解説 新公会計制度のはじまり
今回は、新公会計制度のはじまりについて解説します。
-  よくわかるシリーズ
「よくわかるシリーズ」では、新公会計制度においてキーワードとなる用語について、わかりやすく解説します。
今回は、「引当金」について解説します。

やさしく解説 新公会計制度のはじまり

今回は、新公会計制度のはじまりについてご紹介します。

従来の公会計
(官庁会計)

資産や負債
はどれだけ増
減したかわか
りにくい。

今年度の行
政運営にか
かっているコ
ストが見えに
くい。

歳入歳出
決算

新公会計

資産や負債
の金額だけ
でなく、両者
のバランスが
一目でわかる。

フルコスト情
報により、今
年度の行政
運営のコスト
が把握できる。

財務諸表



行政評価や自治体経営に活かすことを目的として、これまでの官庁会計の決算書等を補完するものとして財務諸表の整備がはじまりました。



やさしく解説 新公会計制度のはじまり

新公会計制度の経緯

	先進自治体(東京都等)	その他の自治体	国(省庁)		
昭和55年～				財務諸表を試作	
昭和60年～					
平成2年～					
平成12年～				総務省方式により財務書類を作成	省庁別財務書類を試作
平成17年～	東京都が独自基準で財務諸表を作成				省庁別財務書類を作成
平成22年～				基準モデル、改訂モデルにより財務書類を作成	
平成27年～				大阪府、愛知県、町田市等が、独自基準で財務諸表を作成	
平成29年～					統一的な基準により財務書類を作成

point

新公会計の歴史は古く、東京都など先進的な自治体の自主的な取り組みとともに、国がルール作りを進めてきました。現在では、ほとんどの自治体が財務諸表(財務書類)を作成しています。



💡よくわかるシリーズ

「引当金」のはなし

そもそも引当金って何？

引当金とは、将来発生するであろう損失・費用の支出を想定し準備する見積金額のことで、貸借対照表に負債として計上します。

どんな引当金があるの？

よくあるものとして、区税や使用料等の収入未済の一部について不納欠損となる可能性があるため徴収不能見込額を計上する「**不納欠損引当金**」、貸付金の一部について返還免除や減免となる可能性があるため回収不能見込額を計上する「**貸倒引当金**」、退職給与は職員の退職時に急に発生するのではなく、勤務期間に応じて発生する賃金の後払いの性質を有するとの考え方に立ち、毎年度末に、全職員が自己都合退職した場合に要する支給額を算定し計上する「**退職手当引当金**」、次ページで説明する「**賞与引当金**」などがあります。

💡よくわかるシリーズ

「賞与引当金」で考えてみよう



翌期、6月に60万円の賞与を支給する予定です。この60万円はすべて翌期の費用なの？

翌期に支払予定の賞与のうち、当期の負担に属する部分は、当期の費用とします。



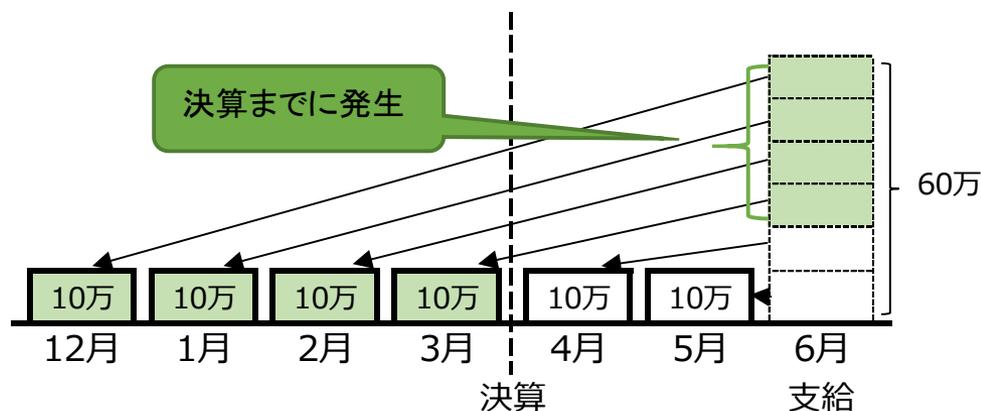
新公会計では、それぞれの会計年度の行政サービスに要した費用をより適切にあらわす工夫がなされており、前回取り上げた「減価償却(げんかしょうきゃく)」もそのひとつでした。→【参考】第5号 よくわかるシリーズ「固定資産」と「減価償却」のはなし

ここでご紹介した「賞与引当金」も新公会計(発生主義会計)特有の考え方で、将来の特定の費用又は損失について、その金額が合理的に見積もることができる場合は、現金の支出がなくても当期までに発生したものと考えられる部分は当期の費用とします。

💡よくわかるシリーズ

「賞与引当金」で考えてみよう

例えば、6月賞与の対象期間は直前6か月(12月～5月)で、決算時において翌期6月に支払う賞与の額は60万円と合理的に推定されているとします。



上記事例の場合、決算時(3月)には、6分の4(4か月(12月～3月)÷6か月(12月～5月))が発生していると考え、60万円×4/6=40万円を当期の費用とします。





次号以降も、新公会計に関する様々な情報を提供してまいります。

